

長野県社会福祉審議会の概要

1 設置根拠

- 社会福祉法第7条第1項の規定に基づき設置

2 審議事項

- 社会福祉に関する事項を調査審議するとともに、知事の諮問に答え又は関係行政庁に意見を具申（社会福祉法第7条第1項及び第2項）

3 委員数等

- 現委員数 15名（福祉現場と関係する者等 12名、公募委員 3名）

4 委員長等

- 委員の互選により委員長1人及び副委員長1人を置く
（社会福祉法第10条及び長野県社会福祉審議会運営規程第4条第1項）

5 任期

- 委員の任期は3年（令和5年10月1日から令和8年9月30日まで）
- 欠員を生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間

6 開催状況等

- 令和3年度開催実績（2回）
 - (1) 第1回(R3.5月書面開催)
 - 保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の改正について
 - 第8期長野県高齢者プラン(案)の策定について(計画案の内容の説明)
 - (2) 第2回(R4.2月書面開催)
 - 第2期長野県地域福祉支援計画の策定について(諮問)
 - 新たな「長野県総合5か年計画」の策定について
 - 「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例案」について
- 令和4年度開催（1回）
 - (1) 第1回（R5.2.6開催）
 - 第2期長野県地域福祉支援計画の策定について（答申）
 - 民生委員・児童委員の一斉改選について
 - 障がい福祉関係条例の一部を改正する条例案について
 - 長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例案について
 - 長野県子ども・若者支援総合計画の改定について
 - 長野県子どもと子育て家庭の生活実態調査結果について
 - 児童福祉施設条例等の一部を改正する条例案について

社会福祉審議会・専門分科会・部会 組織概要

審議会		設置根拠	設置目的	調査審議事項
専門分科会	部会			
社会福祉審議会		社会福祉法第7条第1項	社会福祉に関する事項を調査審議するほか、知事の諮問に答え、又は意見を具申する。	社会福祉に関する事項 (社会福祉法第7条第1項)
民生委員審査専門分科会		社会福祉法第11条第1項	民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。	①民生委員の推薦に当たっての意見具申(民生委員法第5条第2項及び第7条第2項) ②民生委員を解職する場合の同意(民生委員法第11条第2項)
身体障がい者福祉専門分科会		社会福祉法第11条第1項	身体障がい者の福祉に関する事項、指定自立支援医療機関の指定又は指定の取消しに関する事項を調査審議する。	①身体障がい者の福祉に関する事項(社会福祉法第11条第1項) ②指定自立支援医療機関の指定又は指定取消しに関する事項(障害者総合支援法第59条第1項及び第2項)
審査部会		社会福祉法施行令第3条	身体障がい者の障害程度の審査に関する事項、身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消に関する事項を調査審議する。	①身体障がい者の障害程度の審査に関する事項(社会福祉法施行令第3条第1項) ②身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定(身体障害者福祉法第15条第2項) ③身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定の取消(身体障害者福祉法施行令第3条第3項)
児童福祉専門分科会		社会福祉法第12条第1項及び児童福祉法第8条第1項	県家庭的養護推進計画に関する事項の意見聴取	①児童福祉に関する事項(社会福祉法第12条第1項) ②母子家庭等の福祉に関する事項(母子父子寡婦福祉法第7条) ③母子保健に関する事項(母子保健法第7条)
里親審査部会		児童福祉法施行令第29条	里親の適否の審査に関する事項を調査審議する。	里親又は保護受託者の認定に係る意見具申(児童福祉法施行令第29条)
図書審査部会		児童福祉法第8条第8項	児童及び知的障がい者の福祉を図るための図書の推薦、勧告を行う。	児童及び知的障がい者の福祉を図るための図書の推薦、勧告に関する事項(児童福祉法第8条第8項)
映画審査部会		児童福祉法第8条第8項	児童及び知的障がい者の福祉を図るための映画の推薦、勧告を行う。	児童及び知的障がい者の福祉を図るための映画の推薦、勧告に関する事項(児童福祉法第8条第8項)
処遇審査部会		児童福祉法第8条第2項	児童又はその保護者に対する措置に係る意見聴取。	児童又はその保護者の処遇に対する事項(児童福祉法第8条第2項)
保育所審査部会		児童福祉法第35条第6項(第8条第1項)	新たな保育所の設置許可について、意見聴取を行う。	保育所(市町村立を除く)の設置に関する事項(児童福祉法第35条第6項)
重大事故検証部会			重大事故の検証及び再発防止策を提言するため。	重大事故の検証及び再発防止策に関する事項
地域福祉計画専門分科会		社会福祉法第11条第2項	地域福祉に関する事項、地域福祉支援計画に関する事項について調査審議する。	地域福祉、地域福祉支援計画に関する事項
保護施設基準専門分科会		社会福祉法第11条第2項	条例で定めることとされた社会福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準について審議する。	保護施設の設置管理基準に関する事項
高齢者福祉施設基準専門分科会		社会福祉法第11条第2項	条例で定めることとされた社会福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準について審議する。 社会福祉法人が実施を予定又は実施している地域公益事業について調査審議する。	高齢者福祉施設の設置管理基準に関する事項
障がい福祉施設基準専門分科会		社会福祉法第11条第2項		障がい福祉施設(障がい児施設を含む)の設置管理基準に関する事項
児童福祉施設等基準専門分科会		社会福祉法第11条第2項		児童福祉施設(障がい児施設を除く)及び女性保護施設の設置管理基準に関する事項
社会福祉法人地域公益事業専門分科会		社会福祉法第55条の2第6項、第8項		地域公益事業に関する事項
子育て支援専門分科会		子ども・子育て支援法第77条第4項	子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項等について調査審議する。	①長野県子ども・子育て支援事業支援計画に関する事項 ②県における子ども・子育て支援施策に関する事項
障がい者権利擁護専門分科会		障害者差別解消法第14条第1項、障害者虐待防止法第4条第1項	障がい者の権利擁護について調査審議する。	①障がいを理由とする不当な差別的取扱い、合理的配慮の提供に関する相談対応に関する事項 ②障がい者の共生社会づくりに関する事項
福祉サービス第三者評価推進専門分科会		社会福祉法第78条	福祉サービス事業者が提供するサービスの質を専門的かつ客観的に評価するため。	福祉サービス第三者評価事業に関する事項

長野県社会福祉審議会 傍聴要領

1 傍聴の手続き

- (1) 審議会の会議の傍聴を希望する方は、会場受付で、氏名等を記入の上、会議の開始までに所定の席に着席してください。
- (2) 傍聴希望者が、傍聴席の数を超えた場合は、先着順により傍聴者を決定します。

2 傍聴者の遵守事項

次の事項に違反した場合は、傍聴を認めない場合があります。

- (1) 傍聴者は、静粛に傍聴してください。発言をしたり、拍手その他の方法により賛成又は反対の意向を表明しないでください。
- (2) 傍聴者は、上記のほか、会議の支障となる行為はしないでください。
- (3) その他、審議会委員長の指示に従ってください。

(参考)

県ホームページへの情報掲載について

時 期	掲 載 事 項
審議会前 概ね1週間前	開催概要（日時、場所、会議事項等）を掲載
審議会後 概ね2週間以内	審議事項、資料を掲載
概ね1月以内	議事録を掲載

社会福祉法・社会福祉法施行令・運営規程 対比表

<p>社会福祉法 (S26.3.29)</p>	<p>社会福祉法施行令 (S33.6.27)</p>	<p>長野県社会福祉審議会運営規程 (H8.6.13/R元.10.7 最終改正)</p>						
<p>第2章 社会福祉審議会 (社会福祉審議会) 第7条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。</p> <p>2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。</p> <p>(委員) 第8条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。</p> <p>(臨時委員) 第9条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。</p> <p>2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。</p> <p>(委員長) 第10条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長1名を置く。委員長は、会務を総理する。</p>	<p>(民生委員審査専門分科会) 第2条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会の委員のうちから、委員長が指名するものとし、その数は10人以内とする。</p> <p>ただし、議会の議員のうちから指名される委員の数は、3人を超えてはならない。</p> <p>2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。</p> <p>3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもって地方社会福祉審議会の決議とする。</p> <p>(審査部会) 第3条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。</p> <p>2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。</p> <p>3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって地方社会福祉審議会の決議とすることができる。</p>	<p>(目的) 第1条 この規程は、社会福祉法第7条第1項の規定に基づく長野県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織) 第2条 審議会の委員は、15人以内で組織する。</p> <p>(委員の任期) 第3条 審議会の委員の任期は3年とし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(副委員長) 第4条 審議会に委員の互選による副委員長1人を置く。</p> <p>2 副委員長は、委員長に事故があるとき、その職務を代理する。</p> <p>3 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>(専門委員) 第5条 社会福祉法第9条第1項の規定に基づく臨時委員について、審議会では専門委員と呼ぶものとする。</p> <p>(会議) 第6条 審議会は委員長が招集する。</p> <p>2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。</p> <p>3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。</p> <p>4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>5 専門委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については委員とみなす。</p> <p>(専門分科会) 第7条 審議会に次の専門分科会を置く。</p> <table border="1" data-bbox="893 1870 1444 2080"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>調査審議事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民生委員審査専門分科会</td> <td>民生委員の適否の審査に関する事項</td> </tr> <tr> <td>地域福祉計画専門分科</td> <td>市町村地域福祉計画及び長野県地域福祉支援計画に関する事項</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	調査審議事項	民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関する事項	地域福祉計画専門分科	市町村地域福祉計画及び長野県地域福祉支援計画に関する事項
名 称	調査審議事項							
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関する事項							
地域福祉計画専門分科	市町村地域福祉計画及び長野県地域福祉支援計画に関する事項							

<p>(専門分科会) 第11条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。</p> <p>2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。</p> <p>(地方社会福祉審議会に関する特例) 第12条 第7条第1項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。</p> <p>2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第1項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。</p> <p>(政令への委任) 第13条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。</p>		<table border="1"> <tr> <td>会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>身体障がい者福祉専門分科会</td> <td>身体障がい者の福祉に関する事項(施設の人員、設備及び運営に関する基準に係る事項(以下「設置管理基準に関する事項」という。)を除く。) 更生医療担当医療機関の指定又は指定の取消しに関する事項</td> </tr> <tr> <td>障がい者権利擁護専門分科会</td> <td>障がいを理由とする不当な差別的取扱い、合理的配慮の提供に関する相談対応に関する事項 障がい者の共生社会づくりに関する事項</td> </tr> <tr> <td>児童福祉専門分科会</td> <td>児童・妊産婦、知的障がい者及び母子家庭の福祉並びに母子保健に関する事項(施設の設置管理基準に関する事項を除く。)</td> </tr> <tr> <td>子育て支援専門分科会</td> <td>長野県子ども・子育て支援事業支援計画に関する事項 県における子ども・子育て支援施策に関する事項</td> </tr> <tr> <td>保護施設基準専門分科会</td> <td>保護施設の設置管理基準に関する事項</td> </tr> <tr> <td>高齢者福祉施設基準専門分科会</td> <td>高齢者福祉施設の設置管理基準に関する事項</td> </tr> <tr> <td>障がい福祉施設基準専門分科会</td> <td>障がい福祉施設(障がい児施設を含む。)の設置管理基準に関する事項</td> </tr> <tr> <td>児童福祉施設等基準専門分科会</td> <td>児童福祉施設(障がい児施設を除く。)及び婦人保護施設の設置管理基準に関する事項</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人地域公益事業専門分科会</td> <td>社会福祉法人が実施を予定又は実施している地域公益事業に関する事項</td> </tr> <tr> <td>福祉サービス第三者評価推進専門分科会</td> <td>福祉サービス第三者評価事業に関する事項</td> </tr> </table>	会		身体障がい者福祉専門分科会	身体障がい者の福祉に関する事項(施設の人員、設備及び運営に関する基準に係る事項(以下「設置管理基準に関する事項」という。)を除く。) 更生医療担当医療機関の指定又は指定の取消しに関する事項	障がい者権利擁護専門分科会	障がいを理由とする不当な差別的取扱い、合理的配慮の提供に関する相談対応に関する事項 障がい者の共生社会づくりに関する事項	児童福祉専門分科会	児童・妊産婦、知的障がい者及び母子家庭の福祉並びに母子保健に関する事項(施設の設置管理基準に関する事項を除く。)	子育て支援専門分科会	長野県子ども・子育て支援事業支援計画に関する事項 県における子ども・子育て支援施策に関する事項	保護施設基準専門分科会	保護施設の設置管理基準に関する事項	高齢者福祉施設基準専門分科会	高齢者福祉施設の設置管理基準に関する事項	障がい福祉施設基準専門分科会	障がい福祉施設(障がい児施設を含む。)の設置管理基準に関する事項	児童福祉施設等基準専門分科会	児童福祉施設(障がい児施設を除く。)及び婦人保護施設の設置管理基準に関する事項	社会福祉法人地域公益事業専門分科会	社会福祉法人が実施を予定又は実施している地域公益事業に関する事項	福祉サービス第三者評価推進専門分科会	福祉サービス第三者評価事業に関する事項
会																								
身体障がい者福祉専門分科会	身体障がい者の福祉に関する事項(施設の人員、設備及び運営に関する基準に係る事項(以下「設置管理基準に関する事項」という。)を除く。) 更生医療担当医療機関の指定又は指定の取消しに関する事項																							
障がい者権利擁護専門分科会	障がいを理由とする不当な差別的取扱い、合理的配慮の提供に関する相談対応に関する事項 障がい者の共生社会づくりに関する事項																							
児童福祉専門分科会	児童・妊産婦、知的障がい者及び母子家庭の福祉並びに母子保健に関する事項(施設の設置管理基準に関する事項を除く。)																							
子育て支援専門分科会	長野県子ども・子育て支援事業支援計画に関する事項 県における子ども・子育て支援施策に関する事項																							
保護施設基準専門分科会	保護施設の設置管理基準に関する事項																							
高齢者福祉施設基準専門分科会	高齢者福祉施設の設置管理基準に関する事項																							
障がい福祉施設基準専門分科会	障がい福祉施設(障がい児施設を含む。)の設置管理基準に関する事項																							
児童福祉施設等基準専門分科会	児童福祉施設(障がい児施設を除く。)及び婦人保護施設の設置管理基準に関する事項																							
社会福祉法人地域公益事業専門分科会	社会福祉法人が実施を予定又は実施している地域公益事業に関する事項																							
福祉サービス第三者評価推進専門分科会	福祉サービス第三者評価事業に関する事項																							
<p>長野県社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例 (平成8年3月25日条例第3号)</p> <p>社会福祉法(昭和26年法律第45号)第12条第1項の規定により、長野県社会福祉審議会は、児童福祉に関する事項を調査審議するものとする。</p>	<p>2 審議会は、前項に掲げる調査審議事項のうち、次に規定する事項に関して諮問を受けたときは、専門分科会の決議をもって審議会の決議とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 民生委員の適否の審査に関する事項 (2) 更生医療担当医療機関の指定又は指定の取消しに関する事項 (3) 障がいを理由とする不当な差別的取扱い、合理的配慮の提供に関する相談対応に関する事項 (4) 社会福祉法人が実施を予定又は実施している地域公益事業に関する事項 <p>第8条 専門分科会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。</p> <p>2 専門分科会にその専門分科会に属する委員及び専門委員の互選による専門分科会長を置く。</p> <p>3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。</p>																							

4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は専門委員が、その職務を行う。

(部会)

第9条 専門分科会に次の部会を置く。

(身体障がい者福祉専門分科会)

名 称	調査審議事項
審査部会	身体障がい者の障がい程度の審査に関する事項 身体障がい者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項

(児童福祉専門分科会)

名 称	調査審議事項
里親審査部会	里親の適否に関する事項
図書審査部会	児童及び知的障がい者の福祉を図るための図書の推薦、勧告に関する事項
映画審査部会	児童及び知的障がい者の福祉を図るための図書の推薦、勧告に関する事項
処遇審査部会	児童又はその保護者の処遇に関する事項
保育所審査部会	保育所の設置認可又は事業の停止に関する事項 認可外保育施設の事業停止及び施設閉鎖に関する事項
重大事故検証部会	認可外保育施設における重大事故の再発防止のための検証に関する事項

2 審議会は、前項に規定する調査審議事項に関して諮問を受けたときは、部会の決議をもって審議会の決議とする。

第10条 部会に属すべき委員及び専門委員は、各専門分科会に属する委員及び専門委員のうちから、委員長が指名する。

2 部会にその部会に属する委員及び専門委員の互選による部会長を置く。

3 部会長は、その部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員又は専門委員が、その職務を行う。

(会議)

第11条 専門分科会及び部会の招集、定足数及び表決については、第6条の規定を準用する。

(報告)

第12条 専門分科会長は、専門分科会に付託された事項について審議を終了したときは、その結果を委員長に報告するものとする。

2 部会長は、部会に付託された事項について審議を終了したときは、その結果を専門分科会長を通

		<p>じて委員長に報告するものとする。</p> <p>(幹事)</p> <p>第13条 審議会に幹事及び書記若干名を置く。</p> <p>2 幹事は、健康福祉部及び関係部局の課（室）長のうちから委員長が指名する。</p> <p>3 幹事は、委員長、専門分科会長及び部会長の命を受けた事務を処理する。</p> <p>4 書記は、上司の命を受け事務に従事する。</p> <p>(最終改正) 令和元年10月7日</p>
--	--	--